

生食発 0331 第 4 号
元消安第 5665 号
令和 2 年 3 月 31 日

各 { 都道府県知事
特別区長
保健所設置市長 } 殿

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官
(公 印 省 略)
農林水産省消費・安全局長
(公 印 省 略)

マカオ向け輸出家きん肉の取扱いについて

標記については、マカオ側との協議の結果、別紙のとおり「マカオ向け輸出家きん肉の取扱要綱」を定めることとしたので、御了知の上、関係業者に対する周知及び指導方お願いします。なお、令和 2 年 4 月 1 日以降の日付で発行される食肉衛生証明書及び輸出検疫証明書が添付された貨物がマカオ側により輸入が認められる旨申し添えます。